

第 7 回

新地方分権構想検討委員会

平成 1 8 年 5 月 8 日

神野委員長

それでは、定刻でございますので、ただいまから第7回新地方分権構想検討委員会を開催したいと思います。

本日は、お忙しい中をご参集いただきまして、本当にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

本日は、池田委員、宮脇委員、いずれも所用につきましてご欠席とのご連絡がございました。追って、まだお見えでない委員の方々もご出席いただけるだろうと思っておりますので、議事の方を始めさせていただければと思います。

本日は、地方六団体から、麻生全国知事会会長にご出席をいただいております。どうもありがとうございます。

まず、配付資料の方の確認でございますけれども、資料1と2が重要でございますので、皆様のお手元でございますでしょうか。

それから、参考資料として、お手元に4月28日に行われました地方分権21世紀ビジョン懇談会の中間取りまとめがいつているかと思っております。

それから、木村委員がお出しになった資料がいつているかと思っております。

以上、2つ追加の資料が行っておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、早速でございますけれども、本日の審議に入りたいと思っております。

1月13日に第1回目の委員会を開催いたしましてから、これまで皆様方の積極的なご議論をいただいております。「骨太方針」に向けた税財政改革を中心とした中間報告については、前回の議論をいただきましたので、できれば本日の議論をもって取りまとめをさせていただきたいというふうに考えております。その上で、次回以降この委員会は、引き続き12月の最終報告に向けて、幅広い議論を展開していくことができればというふうに願っております。

本日の資料としては、まず資料1でございますけれども、前回4月17日の委員会での議論をいただいたわけでございますけれども、それから各委員の皆様方からいただきました議論、ご意見を踏まえて、小委員会の方で検討を重ねて、前回の委員会の資料を「中間報告」（案）として整理したものでございます。

それから、資料2の方は、この「中間報告」（案）の概要版として作成

したものでございますので、ご確認いただければと思います。

それでは、早速でございますけれども、事務局の方からこの2つの資料についてご説明していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局

それでは、まず資料1でございます。

まず、タイトルでございますが、左肩で「分権型社会のビジョン（中間報告）（案）」、「『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』～「このまちに住んでよかった」と思えるように～ 地方財政自立のための7つの提言と工程表」ということでございます。

前回の委員会では、一番下の文言が、「地方財政自立」ではなくて「税財政改革のための7つの提言と工程表」ということでしたが、小委員会でご議論をいただきまして、上の2行とあわせまして、このような形で修正させていただいたものでございます。

それでは、以下、目次は変わっておりません。

1ページ、「はじめに」のところから、アンダーラインを引っ張っておりますところが、前回の委員会以降、修正をさせていただきました部分の中で、主な部分でございます。

なお、1ページ以降、脚注がついております。これにつきましては、小委員会の中で、こうした脚注をつける方がわかりやすいのではないかとということをつけさせていただきまして、なお、内容につきましては、なるたけわかりやすい表現にということでございますので、専門用語的には正確性を欠いておるような表現が若干あるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと存じます。

それでは、まず「はじめに」のところの2ページでございます。上から6、7行目ですが、アンダーラインがありまして、「暮らしに必要な公共サービスを効率的・効果的に提供し、文化や産業などの地域の個性を活かしたまちづくりができ、」これは公共サービスというような表現だけだと、文化や産業といった部分が抜けているような感じがするという委員会でのご議論がありまして、こうした表現を追加させていただいたものでございます。

3ページは、特にございません。

4ページの「分権改革の5つの視点」の中で、4ページ、5ページ、特にございません。

6 ページ、7 ページでございます。(3)「文化や産業などの地域の個性を活かしたまちづくり」、これも先ほどの部分と同じようなことでございます。

次の囲みのところで、具体的には「首長が、住民から負託されて行政を執行するというシステムを超え、例えば、個々の事業や全体の行財政運営などの執行についての政策公約を住民に示し、住民にそれを約束する形で「契約」を結び、もうひとつの住民代表機関である議会における審議と意思決定を経て、住民の参加と監視を得ながら地域経営」、これにつきましては、事務局で議論する中で、議会の役割をきちっと書いておくべきだという意見がありまして、このような形で書いております。

その下の、「当事者の民主主義(住民主体の民主主義)」、これにつきましては、「下からの民主主義」という表現がございましたのを、前回の委員会、そして小委員会の議論の中で、このような形で修正させていただいたものでございます。

次の8 ページでございますが、一番下の段落でございます。「国はむしろ、」のところですが、国の国際化が進む中での役割を少し丁寧に書いた方がいいということでご意見がございました。「1990年代後半以降、国際情勢が変化している。地域紛争や国際テロリズムへの対応、東アジアの不安定化などについて、迅速かつ的確な対応がますます重要となっている。地方分権を推進し、国は地方への過剰な関与から撤退することで、その本来担うべき役割を純化させ、地方でも行っているような国際交流や国際協力ではなく真に外交的な事務に専念することで、国際情勢への対応能力を高めていかなければならない。」ということを追加させていただいております。

次の9 ページ、10 ページでございます。「地方財政の健全化を進めるにあたっては、市場や国による一定の規律を否定するものではないが、それ以前に、十分な税源移譲と国による関与・義務づけの廃止・縮小を行うことを前提にして、住民による規律と住民の責任を重視すべきである。」このアンダーラインの部分について、なお、市場や国による規律も否定するものではないということを確認して書いておくべきだという意見がありましたので、このように追加しております。

その次のところは、国庫補助負担金につきましては、将来的には全廃というようなことを書いておりましたが、それにつきましては、少し丁寧に書い

ておいた方がいいというようなご意見がございまして、「将来的には、国庫補助負担金は全廃し、国が地方に要請する法定受託事務の必要額を国が委託費として全額負担する方法に転換することを検討すべきである。その際には、災害復旧や医療制度等における国と地方の経費負担のあり方には慎重に配慮する必要がある。」ということを追加させていただいております。

次に、10ページ、11ページは変更ございません。

次の12ページ、13ページは、前回の委員会では、小委員会で未調整ということで、前々回の委員会の資料をそのままつけておりましたので、委員の皆様には今回初めて委員会の場でごらんいただくものでございますので、すべて読ませていただきます。

分権改革への地方の参画。

「地方行財政会議」の設置～「国と地方の協議の場」の法定化。

「（仮）地方行財政会議」の設置。

趣旨。分権改革の推進を図るため、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見が政府の政策立案及び執行に反映されるよう、新たな組織を法律により設置する。

事務及び権限。以下の事項のうち重要なものについて、政府または地方からの申し出により協議を行い、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努めるものとする。

国と地方の役割分担のあり方。国による関与・義務づけのあり方。地方が処理する事務の経費に係る国の補助負担のあり方。地方税財政制度のあり方。地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策等。

構成等。内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、他関係大臣。国会議員。地方六団体各代表。民間有識者。但し、民間有識者は、政府推薦者と地方推薦者の同数とする。なお、必要に応じて、内閣総理大臣の出席を求めることができる。

内閣官房長官と全国知事会会長を共同議長とする。

独自の事務局を設け、政府と地方から参画する。

「（仮）地方行財政会議」が法律により設置されるまでの間、現在の「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うこととする。

次に、考え方です。

分権改革を含めた内政の政策立案に関する地方の参画。

第一期改革において、「国と地方の協議の場」が設けられたが、政策形成のために十分に機能したとは言い難い。従って、地方分権一括法で国と地方の関係を「上下・主従」から「対等・協力」と位置づけた意義を具体化し、地方分権の推進を加速させるとともに、自治体が、その行財政運営に関して自らが決定し、責任を負うことを明確化させるため、国と地方の役割分担や地方税財政制度等について、国と地方が共同のテーブルについて協議を行う内政の政策立案に関する地方の参画」システムとして「（仮）地方行財政会議」を法定化することが必要である。

「国と地方の協議の場」の維持・継続。

「（仮）地方行財政会議」が法律により設置されるまでの間、地方分権や地方行財政に関する制度についての地方の考え方が国に十分に伝わらないということがないように、現在の「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うことが必要である。

「（仮）地方財政委員会」の設置。

現在ある地方財政審議会については、地方財政計画、地方共有税（地方交付税）、地方税、国庫補助負担金等に関することについて、その権限を強化するとともに、地方六団体の代表を加え、その名称を「（仮）地方財政委員会」に変更することも考えられる。

以上でございます。

次の14ページの地方税のところは、変更がございません。15ページもございません。

次に、16ページの交付税のところは、17ページをごらんいただきますと、アンダーラインのところですが、「しかし、現実の地方交付税は、自治体が、法令等による歳出や事務事業の義務づけを含め地域社会に必要不可欠な公共サービスを提供することができるよう、財源保障を行っているものであり、地方交付税の財源保障機能の縮小や地方財政計画の圧縮について主張するのであれば、まずは国による関与や義務づけの見直し」、ここはアンダーラインの部分が、前は「地方交付税が地方単独事業の財源保障を行っている」ということを書いておりましたので、そこを少し丁寧に書いた方がいいというご意見がございましたので、少し丁寧に書いたものでございます。

下から2行目、「『人口・面積だけを基準として計算すべき』との批

判」がございますので、それを丁寧に書いておいた方がいいということで、「批判があるが、今後、」云々とつけ加えております。

18ページのところで、人口・面積で配ることに対する困難さにつきまして、国による関与・義務づけに加えまして、「また、算定の複雑化は、人口構成の差、地理的条件その他の社会経済条件等の違いを考慮して自治体間の公平性を確保するためでもあるということに留意すべきである。」、これは小委員会の中で議論がありまして、追加しております。

次でございますが、「なお、景気対策等については、地方の判断を重視すべきであるにもかかわらず、国が施策の誘導のために地方交付税を利用してきたことが地方が多額の赤字を抱える要因の一つになったという過去の経緯を踏まえ、」その後ですが、「地方交付税の政策誘導的な部分は、地方の発想と要望を前提としたものに限る方向で、今後」、「縮小していくべきである」という表現でございましたが、前回、委員の中から「廃止」ということも明示すべきではないかということでもございましたので、小委員会で議論いたしまして、「今後、縮小・廃止」というような表現にさせていただいております。

次の19ページでございますが、3番の真ん中のあたりです。地方共有税のところですが、「その後は、毎年度行っている国による特例加算や、事後の負担が不明確な特別会計による借入れ等は行わないこととすべきである。なお、その際には特別会計借入金の残高を計画的に返済していくことも、念頭に置くこととすべきである。」ということ、これは委員の中から、こうした特会借入金のことについても明確に意思決定をしておくべきではないかということで、このようにつけ加えさせていただいております。

その下、「その他の年度は財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整することとする。」、この後ですが、「これにより地方の財源不足に対応するための地方財政対策は不要となる。」、これも議論をいたしてきたところでございますが、明確にこうしたことを書いておいた方がいいというようなご意見がありましたので、つけ加えております。

20ページ、地方共有税調整金に対する地方の参画の中で、「なお、委員の中には、『地方共有税の運営や地方税法の税率の変更に、地方の意見が反映され、その決定への参画を深めていくことによって、地方共有税は、

地方交付税のような国から地方への垂直的財政調整から、地方の合意に基づく水平的財政調整に性格を変えることとなる。』との意見もある」と。これは、水平的財政調整ということになりますと、今ここでお示しているようなものからさらに一步進んだような形で、まさに純粋な地方税として団体間で調整するようなことを、通常、言うのではないかということで、こうした二重括弧のような表現は、少し委員会の中間報告の表現としてはいかがかといったようなことでございましたので、ただ、こうした意見がございましたので、こういう二重囲いの「との意見もある。」という形で追加させていただいております。

次の21ページ、国庫補助負担金のところでございますが、これは「400から200へ」というようなことを提言4の二重括弧の中に書いておりましたが、これにつきましては、少し正確に数を調べましたところ、22ページの上から5行目でございますが、総務省、財務省とも公的な数字といたしましては持っていないということでございまして、補助金総覧という半ば公的な書類がございまして、その中から我々事務局の方で調べました地方向けの国庫補助負担金等の数が、目を単位として439件ございましたので、これを一つの目安ということにさせていただきましたので、この二重囲いや21ページの中からは落とさせていただきまして、22ページの考え方の方に落とさせていただいております。ほかは変えておりません。

次の23ページの2番、将来の国庫補助負担金の姿のところは、これは先ほどございました将来的には全廃しというところを少し丁寧に書くということで、「国と地方の重複的な経費負担は責任の所在の不明確さを招くという考えに基づき、」「なお、その際には、災害復旧や介護保険、医療制度等に関する経費については国と地方が互いに負担し合う仕組みを維持すべきではないかとの考え方も含めて、国と地方の役割分担のあり方の見直しとともに慎重に検討すべきである。」と記載させていただいております。

次の24ページの国と地方の関係の総点検による財政再建のところは、2番で「自治体自らの責任と判断のもと、決意をもって、地方行革を一層強力に推進する。」というところを少し強く書いた方がいいということで、書かせております。これは、あわせまして25ページのちょうど真ん中のところ、「地方としては、今後も断固たる決意をもって」、「あわせて、その効果に限界はあるものの、超過課税を行うなどの増収対策にも徹底的

に取り組み、より一層効率的な行財政運営に努めることで、住民サービスの向上とともに財政再建を進めることが必要である。」ということを追加させていただいております。

24ページの下の交付税のところは、これは先ほどのところと同じでございます。地方単独事業に対する財源保障のところを少し丁寧に書いたものでございます。

次の25ページが一番下の行も、同じでございます。

次の26ページのアンダーラインの2つ目、3つ目、これは少しわかりにくく書いておりましたものを、小委員会でわかりやすく整理していただいたものでございまして、プライマリーバランスの改善には、国・地方両者がともに歳出削減の努力を行うことが必要であることは言うまでもないが、国による関与・義務づけを廃止・縮小することなく、国のプライマリーバランスを改善させるため、地方交付税を削減することは、住民に対して必要なサービスを提供できない事態を招き、到底、住民の納得を得られず、単なる国の赤字の地方へのつけ回しである。」ということにさせていただいております。

次の27ページの財政再建団体のところでございますが、2番の(3)のところ、「但し、工業用地造成事業債等、その償還財源を特定の事業収入のみとすべき地方債については、貸し手責任を問う仕組みを検討する。」これは、少しわかりにくい長い文章でしたので、小委員会で整理していただきました。

次の28ページの2番のところ、「国や市場による一定の規律を否定するものではないが、地方自治の観点からは、国や市場による規律以前に、」というのを丁寧に書くべしということで、追加させていただいております。

次の29ページが一番下の行のただし書きは、先ほどの27ページのところと同じです。30ページの真ん中のところも同じでございます。

30ページが一番下、「なお、委員の中には、『財政再建団体制度の見直しに伴い、いわゆる早期是正措置についても財政再建団体制度と整合性を図りながら、強化する方向で見直し、再建団体に陥らないように財政規律を高める。それらを通じて、分権改革に伴う自由度の拡大に応じた財政規律の強化を果たすべき。』との意見もある。」という形で追加させていただいております。

次に、32ページの「新地方分権推進法」は、32ページ、33ページ、34ページ、変えておりません。

35ページの改革の工程表のところは、変えておりません。

36ページ、「おわりに」のところで、「あわせて、自治体関係者には、自らの政策と財源でもって、地域を内から活性化させ、地方分権によって必ず住民の暮らしを向上させるのだという決意を固め、その責任を果たしていくという高い志を持ち続けていただきたい。」ということで、これは小委員会でも若干修正していただいただけで、趣旨は変えてございません。

最後に、37ページは、皆様方の名簿をつけさせていただいております。

次に、資料2でございますが、前回ごらんいただきましたものを、こういう形の別冊で、縦横とばらばらでございましたのを横書きにさせていただいております。1ページが概要ということでまとめております。2ページ以降も、小委員会の中で少し絵がわかりにくいということでありますので、絵をかなり省略させていただいております。内容は資料1にあるものと基本的に変わっておりません。

なお、一番最後の9ページのところが工程表ということでありまして、平成18年度、19年度、この2年間ほどでまず会議をつくっていただいて、そしてその中でプライマリーバランスの国の黒字化の目標年次である2010年代初頭をめどに、あと5、6年ほどの間でこの5つの改革をやっていただきまして、あわせて分権推進法も制定していただくということで、さらにそれ以降、国税：地方税の割合を4対6、あるいは不交付団体人口割合50%以上、あるいは補助負担金の全廃の検討を行うというような工程表とさせていただいております。

以上でございます。

神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から自由にご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

木村委員、資料を提出していただいておりますので、口火を切っていたらと思っておりますが。

木村委員

では、私は、本文の17ページ、人口と面積だけを基準にして基準財政需要額を決めるということに対して意見がありますので、それをできまし

たら書き加えていただきたく、今日は資料を提出いたしました。

この資料は、表2、表3と書いてありますが、これは論文に使う図表をそのまま書いてしまいました。すみません。

それで、端的に申しますと、お配りした資料は、都道府県の将来推計人口で、日本の各都道府県が2030年まで、今後どのような人口減少社会を迎えるかということを示したものであります。移動率というのは、社会的にその県から出ていくか、出ていかないかというふうなことをしたものでございますが、その純移動率がゼロのときが表3、50年後に1.5倍になるということ仮定したものが、表2でございます。

表3、表2を見ていただきましても、もうほとんどの県が、人口が減少していくような時期に我々の社会があるということです。私は、この基準財政需要額、つまり各地方団体の財政的需要を計算するときに、人口と面積でやってしまえばいいという意見には、問題があると思っています。

その第1の理由は、人口の減少社会にそれはマッチングしないということです。行政というのは、規模の経済もございまして、だから人口が増加するほどには行政需要が伸びないし、逆に、今後の日本のように人口が減少しても、一定の公共サービスが必要であるということがございます。そういう徐々に人口が減少していく動態的な社会では、人口を指標とするのは合わないというところが第1点です。

第2点目は、やはり人口を指標とするのは、仮に人口が動かない静態的な社会であっても、財政需要を見るには一般的であり過ぎると。やはり、仮に大ざっぱであっても行政需要を積み重ねていくという作業が必要であると思います。

3番目は、この人口と面積で97%ぐらい説明できるんだというお話もありますけれども、それはあくまでも個々の地方団体に配った後の事後的なものについて計測した結果でありますし、その人口と面積をもとにした理論値で計算しますと、現行の基準財政需要額とは2割ぐらいの差がある地方団体も出てまいりますし、そういったものは別に少なくない。そういう点で問題があるということを、私は書いていただきたいと思います。

以上です。

神野委員長

関連して、なければほかの件でも構いませんので、どうぞ。いかがでございましょうか。

北川委員

実は、7ページの「政策公約（ローカル・マニフェスト）」を入れていただいたのはありがたいんですが、これでもいいとは思いますが、実はマニフェストを日本語で何にするかというのは随分議論して、だから、「住民から負託されて行政を執行するというシステムを超え」というところが重要なポイントかと思って、「政権公約」の方がいいのではないかという議論にして、一応まだ学術的には統一はされていませんが、政権をとったときのいわゆる実行体制ということで、政策を超えた政権というふうに、我々仲間内ではとらえているというので、変える余地があればどうかというのを提案しておいて、小委員会の皆さんにお任せいたしたいと思いますが、そんな議論が随分されて、一応、政権公約というふうにはしているということが1つでございます。

もう一つは、21ページで「国庫補助負担金の総件数の半分を廃止」という、この数値、半分というのは非常にいいことだと思いますが、二重括弧がなくなっちゃっているのは、少し残念なような気がします。だから、「約400を約200」ぐらいでも、入れておかれた方がいいのかなというイメージがあったんですが、いかがでございましょう。「半分を廃止」と書いてありますが、わかりやすくするためには。次のページですよ。

神野委員長

外には、北川委員のご指摘で、補助金要覧でしたね。あれで押さえた数値だったので、439でしたか。

北川委員

そう、次のページには書いてありますが。

神野委員長

ここで、括弧で入れた方が……。

北川委員

どうですかということ。その方がはっきり、本当に数値をあらわしたというのはいいことではないかと。率の低減というよりは、なくしたというののわかりやすいかなというの、ちょっと2つとも、どうぞ小委員会に任せますが、そんなことを感じましたということです。

榊原委員

事務局には申し上げたんですけれども、これは非常にインプルーブされてよくなっていると思いますが、私は前から申し上げていることなんです

けれども、提言1に「地方行財政会議」の設置を入れたのは大変いいと思うんですけども、実は2に、相変わらず地方税の問題が来ているんですね。地方税の問題はもちろん重要なんですけれども、税の偏在ということをきちっとアドレスしていないんですよ、これは。消費税にしても、あるいは住民税にしても、相当偏在があるわけですよ。この問題をきちっとアドレスしないで、これをまず掲げるというのは、僕は相当違和感があるんですね。むしろ、最も重要なのは、国庫補助負担金の一般財源化ですよ。これを先に持ってきてくださいということを、僕は何度も申し上げたんですけども、つまり、税の問題を最初に持ってくると、どうしても三位一体みたいな話になってしまうんです。どうやって偏在を調整するんだと。消費税なんて相当偏在がありますよ、東京と沖縄だったら。この問題について十分アドレスしていないですから、そうなってくると、やはりかつての三位一体議論の堂々めぐりになっちゃって、一般の人が読んだときに、非常にわかりにくいですよ。やっぱり税をよこせという話に見えちゃうので、だから、最終的にこれはいいですよ。地方税をふやすということに、僕は反対しているわけではないんですけども、それがむしろ何を強調するかと云ったら、やはり国の関与を減らすという意味では、国庫補助負担金の一般財源化というのが最も重要なことだと思いますので、それをむしろ前に持ってきていただきたいというのが、これは順序の問題ですけども、1つですね。

それから、今日、ちょっと気がついたんですけども、これも勝手なことを言わせていただきますと、最後のところでプライマリーバランスの削減の話が書いてありますね。26ページです。それで、その「プライマリーバランスの改善には、国・地方両者がともに歳出削減の努力を行うことが必要である」と、これはそのとおりなんですけれども、地方交付税の削減は全く応じられないと書いてあるわけですね。歳出を削減するのに、国が歳出を削減するという状況があったときに、地方交付税の削減は全くだめですよということが本当に言えるのかどうかということですね。地方も歳出を削減しなきゃいけないわけですね、バランスをとって削減するのなら。

当然、国が削減したときに地方もするとすれば、それは交付税の削減につながる可能性がありますよね。すると、この言い方ですと、「住民に対して必要なサービスを提供できない事態を招き、到底、住民の納得を得ら

れず、単なる国の赤字の地方へのつけ回しである。」と、これはちょっと強過ぎるのではないですか。

僕は、ちょっとこの間の会議を欠席したもので、申しわけないんですけども。

神野委員長

まくら言葉がついておりまして、「国による関与・義務づけを廃止・縮小することなく」というのがあって、それをしないで現状のまま、ただ交付税を削減するということを言っているので、絶対だめよと言っている話ではないというふうにこの委員会では、つまり、関与や義務づけ、これはビジョン懇や何かでも、関与・義務づけを廃止するというふうに言っていますが、それがまず重要なんだということですね。それをしないまま、プライマリーバランスを改善するためだけに、特にこれは「国の」と書いてありますから、「国・地方」ではなくて、国のただ単なるプライマリーバランスを改善するだけの目的で地方交付税を削減するというのはいかなものなのでしょうかという書き方になっていると。

榊原委員

わかりました。もう少しわかりやすく、この辺は書けないですかね。全く応じないよ、みたいにならなくてみえる部分がありますから。

木村委員

私が思い出す限り、小委員会で出たのは、地方交付税は目標にするというのではなく 目標といいますか、あくまでも裏だと。先生が今おっしゃったようなことは、教育とか、それぞれの歳出項目を削減した結果、あるいは税収が伸びた結果ですよ。だから、それらから、交付税自体を削減するという目標にはなり得ないということがあったと私は思います。だから、先生のおっしゃったことが考慮されていないというわけではないと思っていたんですけども。

神野委員長

榊原委員がおっしゃっているようなことを意味しているわけではありませんから、ということですね。

それから、最初的时候は、前回お出ししたときには、榊原委員が繰り返しご主張されていたので、補助金を一番最初に出していたんですけど。そうしたら、ここの委員会でもって「いや、それは」というご意見が出て、賛成意見しかなかったものですので、今日は順番を変えて出させていただきます。

ているというところでございます。

榊原委員

反論する機会がなかった。

神野委員長

すみません、はい。

赤崎委員

限られた短い期間にこれだけの中間報告をまとめられたということは、非常に私はすばらしいことであったと思いますし、神野委員長以下、皆様方に敬意を表したいと思っております。

7項目を示されておりますけれども、この7項目は、どれをとってもこれからの地方行政、あるいは地方分権、地方財政に非常に重要な事項だという認識をしております。

ただ、先ほど来、お話も出ますように、昨今この地方交付税に関して、単なる削減論というものが、私から言わせると、いわば無原則に横行しているというのが実態ではないのかなと思っております。大変危惧しております。地方交付税は、改善し、見直しをすべき点もあると思っておりますけれども、やはりこれからの地方分権、あるいは地方交付税のあり方、税財源の移譲、そういうものの総合的な上に立って、交付税というものが議論されていかなければいけないというふうに考えております。

そういう意味で、地方交付税の基本的な性格なり、あるいは仕組みなり、そういうものを無視した形でこういうものが非常に出てくるということは、地方にとっては非常に大きな問題だと思っておりますので、そのことをどこかに1つ、戒めを入れていただける面があればありがたいなというふうに考えております。

それから、国庫補助負担金の削減の問題、これもいつも申し上げておりますように、やはり国の関与というものを少なくして、そして地方の自由度を高めるというのが目的でありますけれども、そのことが全く効果としてあらわれていない。むしろ、地方にとってはマイナスの国庫補助負担金の削減、第一期の改革案はそういうものではなかったかと思っております。第一期の改革で、地方からすばらしい改革案が出ておるわけですので、しかも、それが第一期の国の中では全く尊重されない、一顧だにされない、そういう状況であったと思っておりますので、今後、第一期の改革で地方から出された改革案というものをもう1回見直してやっていくことが、私はやは

りこれの一番出発点ではないのかなというような気持ちがいましております。

それから、地方分権改革というものが、これまでは国対地方、地方対国という構図の中で進められてきた感がいたします。今後は、これにやはり国民も入っていただいて、むしろ国民の理解を得た上でそれが進められていく、そういう方向をこれからたどっていかなければいけないのではないのかなという気持ちがいましておるところでございます。

以上3点について、ご意見申し上げておきたいと思えます。

神野委員長

ほかにご意見。

堺屋委員、どうぞ。

堺屋委員

私は、1回を除いて、遅刻はしても全部出席しておるのでございますけれども、一番気になるのは、この中間報告が実は山場で、あとはしぼんでしまうのではないかという感じがするんです。この中間報告を見ると、依然として地方と中央、公務員同士の権限争議にしか見えません。しかも、ここには、国と地方の関係は書いてあるけれども、地方が何をすることかほとんど出ていないんですね。だから、恐らくこれを読んだ9割の日本人は、また地方公務員の権限争議かというふうにしかならないうでしょう。

だから、本報告に何を盛めるのかということが、やはりちょっとはにおわせておかないと、これはこの時期として、やむを得ないことではありますけれども、次の本報告ではこういうことをやりますよという哲学が、やはりきちんと出ていないといけません。その点、かなり改善はあるんですけれども、やはり非常に重要なポイントだと思えます。

それから、先ほどからずっと出ています言葉は、すべて空中戦で、つまり言論対策で、地方が負けているんですよ。これが最大の問題なんですね。言論の東京一極集中。ほかのことは、大した問題じゃないんですよ。この言論の空中戦で負けているから、地上戦で幾ら頑張っても空爆でやられちゃっているんですね。何か言うと、また地方に金くれと言っておる。それから、中央から地方への仕送りとか、東京から地方への仕送りとか、そういう発想がものすごく強いんですね。これは、もう全部情報が東京へ集中していると。だから、ほかの小さいことはともかくとして、これだけは大

変重要なんです。この日本の形をどうするように考えているか、これは次の本報告で出しますからというやつを、一応、前文かどこかへ入れておかないといけないのではないか。この時期のものとしては、これでいいと思うんですけども、その次が何かないと、「また例のことを言っているな」で終わってしまうような気がするんですが、いかがでしょうかね。

神野委員長

堺屋委員のご意見を踏まえて、一応、お手元の報告の2ページから3ページに書かせていただいているところなんですね。ここにこだわらずに、この委員会が終わってから言おうかと思っていたんですが、少し幅広にフリーディスカッションを今後ちょっと続けた上で、最終報告に向けた取り組みを続けていきたいと思いますが、当面ここには論点列挙みたいな形ですけれども、ご指摘していただいた点については、頭出しというわけではありませんが、言葉としては入っていると思います。

ただ、もちろん報告の性格上、それほど割いてはおりませんけれども、特に何かここで修正しておくべき点があれば、ご指摘いただければと思います。

堺屋委員

記者会見か何かがあるときには、ぜひ強調していただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほど木村委員からお話がありました面積と人口だけで割るのがいかがかという話があるんですが、ここでやはり一番重要なのは、公共事業その他、先行して投資をした大都市と、遅れたところとのインフラギャップなんですね。

例えば、東京の地下鉄は、今、日本で一番安いんですけども、それはなぜかというと、銀座線と丸ノ内線が稼いでくれるからでありまして、もし今からつくるとなったら物すごく高い料金。例えば、首都高速道路で試算しますと、1回4,200円ぐらいになるんですね。それが700円で乗れるということは、オリンピックの年につくった一番都心部ですね、あれを今、土地買収してつくっていたら、料金が4,200円ぐらいになるそうです。

というような、東京にそういう過去からの補助金が約7兆円も落ちているという説もある。だから、地方に東京から金を出しているのではなしに、インフレ利得の合理的配分としてこういうものがあるんだと。

そうすると、どうしても次の問題として、地方の中でも出し手について、もらう人ばかりじゃなしに、やはり地方と地方の間での調整の問題が、覚

悟せないかんだらうと思いますね。だから、そういうことも、道州制にしてそれを解決していくのか、何か地方としても全国の均衡について考えるという点を1点、もちろん具体的ではなくていいんですが、そういうことも地方の務めとしてやるんだ、全部、国に任せてならしてもらうんじゃないんだというところも、何か頭出しが欲しいんですよ。

神野委員長

趣旨は大分反映したつもりなんですが、足りない点があれば、もう少し検討させていただければと思います。

工藤委員

今、堺屋さんがおっしゃったことはそのとおりだと思ひまして、「うまいこと言うな」と思っていました。

それで、やはりこの中間報告で終わってしまうというのは、確かに委員もそういうことを期待しているとは思っていませんので、これを出した後が勝負だというのは、やはり何かの形で出すべきだと思いますね。この国の形を求めてとか、いろいろな形でテーマがあるわけだから、多分その制度設計の段階に入っていかなければいけないんだらうと思いますので、その予告は、確かに私も必要だと思います。

むしろ、今回の報告は、かなりよくできているなとか、いろいろな発言、いろいろなところを見ていると、どこかに必要な言葉が入っているんですね、どこかに。必要なところに入っていないくて、ほかのところに入っていたりとか、だから、何だらうと思うんだけど、結局、批判できない状況になって、これはうまいなと思ひました。という状況なんですよ。

それで、では何だらうかと。これをよくするということは、これでもうでき上がっているんじゃないかと思ひたので、あまり言えないんですね。だから、ここはちょっと何か意地悪とか、何かしつこい感じになっちゃうんですが、僕は結局は地方が自分の意思で経営するという時代に入っていくんだらうというふうに初めから言っているんですが、経営という言葉がなかなか使わないというのは、何か嫌いなのかなという、多分そういう問題なんではないでしょうか。最後に、地方の人たちに呼びかけている言葉があるんですが、そういうところでも、まさにそういう言葉というのがあっていいんじゃないかと、みずから自分の頭で考えてくれと、それはその地方側の制度設計についてもいいんですが、ただ国を批判しているだけでは済まされない段階だということをして新しい今の状況の課題として、僕たちはき

ちっと押える必要があるんだろと思ったんですね。そういうことがちょっと心残りということがあるんですね。

あとこの会議というのは、国と地方の会議、これは何年間続く、ずっと続くんですか。国と地方の何かを提言する会議。

神野委員長

新たにつくった場合ですか、これは当面工程表を最後につけてありますけれども、特に期限を区切っているわけではありません。

工藤委員

僕はちょっとわからないんですが、メンバー構成のところに、内閣官房長官と都道府県知事会長が共同議長とあったんですが、それは「当面」と入れるべきじゃないかと思ったんですね。都道府県というのが期限がない状況の中で、いつも地方の主役だという時代がずっと続くんだらうかと、道州制になっているかもしれないし、基礎自治体がもっと力を持つ人を僕たちは期待したいという気持ちもありますし、だからそういうこと、ちっちゃいことと言えばそういうことがあるんですね。

だから、そういうことはあまり意味がないかもしれないんだけど、ちょっと言いたいことだけ言わせてもらおうと、あと何か国と地方の共同税のところで、お金を加算とか借り入れをやめて、何か税率を上げるというところに税金のところで「必要に応じて」という言葉がいつも引っかかるんですね。「必要に応じて」という方が自分たちの自主財源というか、自分たちの税金をやるのではなくて、そういうことも考えるんだということがここで必要なんじゃないかという気がしているんですね。だから、別に共同税の税率をいじっていればあとは関係ないのかというニュアンスがちょっと気になるなど。

それから、一番初めの1回目の会合で多分小西さんがおっしゃったんだと思いますけれども、地方財政計画という、榊原さんがおっしゃったのか、それがこれでどうなったのということが何も無いような気がするんですね。結局、従来型の交付税の必要額を算定していくような地方財政計画はこれによって性格は変わったんだということが今回の議論の中で言われているのであれば、それを明確に書いた方がいいんじゃないかというふうに思います。それだけです。よろしくお願いします。

榊原委員

小さいことで申しわけないですけれども、地方行財政会議の設置の構成

等のところで、内閣官房長官、総務大臣云々と書いてあるんですけども、そこに「国会議員」と書いてあるんですけども、これは非常に唐突なんですけれども、何でこれは「国会議員」と入らなきゃいけないんですか。ほかは「地方議員」なんて書いてないですよ。

神野委員長

この素案は大森先生か小幡先生、どちらかに。

大森委員

一応、私としては法律によって設置してもらいたいんですけども、どういうふうになるかということがまだ必ずしも明確になっていません。少なくともこの文章を読む限りで言うと、政府の中につくりにくい。そうすると、だれが頼りになるかということになる。政府の中につくってしまえば、それで構成メンバーが決まりますから、国会議員が出るのは地方制度調査会のような審議会以外には考えられませんが、この設置そのものについてどういう形態になるかということがまだ明確じゃないものから、しかもこの改革は全体とすると国会と地方が結んでいかない限り霞ヶ関の改革は今までの経験で言えばできない。

だから、どこかで国会議員の皆さん方に参加してもらうことによって、この協議の場そのものの政治的な基礎を強めたいという、そういう意向もございまして、まだどういう形になるかわかりませんが、もしかしたら法制上こういうものを入れるのがだめならば、除かれる可能性があるんですが、私どもとしては可能性があるものはこの機会に入れておいたらどうかと、そういう趣旨でございまして、そんなに強い何かはございませんけれども、国会と結んでいかない限り改革は進まないなというのが一番大きなこれを最初に考えた私どもの発想です。

榊原委員

それはよくわかりますけれども、国会議員と結ぶというのと地方行財政会議に国会議員が入るという議論は全然別問題ですね。行財政の話にどうして国会議員が入るんですか、立法府でしょう。それから、国会議員というのは数百人いるわけですよ。700人いるのにこれはだれが入るんですか。そういうことを指定しないで国会議員というのを入れるのは、僕は極めておかしいと思いますが、政治的にやらなきゃいけないと、国会と組まなきゃいけないという話は、これは全然次元の違う問題だと思います。

大森委員

珍しくて、地方制度調査会に国会議員が入っているんですよね。内政の大きなことを検討するところで、あの趣旨の地方制度調査会のことからヒントがあるんですけれども、あれもよく考えてみると、どうして国会議員が入っているのかと不思議なんですけれども、あそこで大きなことを検討するときに、国会議員の皆さん方を反映すると、はっきり言えばそれを少しモデルにしていますけれども、国会議員の皆さん方がお嫌ならば結構ですけれども。

堺屋委員

私は国会議員が入っている方がいいと思う。

というのは、次の有識者のところに「民間」と書きちゃっているから、国会議員が入れなくなるんですよね。だから、この「民間」を取って「有識者」にすれば国会議員の有識者でもいいんだけど、あつた方が行政的な今つくられているようなものと違うという印象はありますね。

榊原委員

そうすると、地方の議員はどうなるんですか。

神野委員長

六団体に議会が入っていますので。

大森委員

これからは民間が大事なんじゃないでしょうか。それこそ、堺屋さんが言っているように、役人ベースでいるような仕組みはだめなので、そちらの高次元のレベルで検討してもらって、大きな素地を決めていただくという方が大事なかと、そう思っているんですけれども。

榊原委員

よくわかりますけれども、形の上では高次元ですけれども、実際は低次元だということもあります。

小西委員

工藤委員がおっしゃったことを私は伺っていて、確かに押っ取り刀で書いてあるというふうに私も思います。16ページのところですよ。「必要に応じて」と(3)で書いてあるところですよ。

これは私の個人的というか、この「必要に応じて」という言葉で自分としてどうやって納得したかということを申し上げますと、実は相当必要なんです。だから、「場合によって」という意味ではなくて、「すごい必要だ」という現実的なところがあるので、「必要に応じてと書こうが書くま

いが、必要なんだろう」というところで自分としてはおさめているんですね。ところが、そうやってどうしてもこんなに押っ取り刀なんだと、腰が引けているじゃないかと言われると、確かにそうかなというふうには思わなくはないんです。ですから、これは全体の論調として、確かにおっしゃるように少しアクセプトされるように、もわっと書いてあるけれども、実はよく読めば書いてあることはかなりのことが書いてあるというのをこれは堺屋委員がおっしゃっていることもあるいは同じかもわかりませんが、ここのところもまさにそうかなと思います。

それから、地方財政計画についてどうかと。19ページのところで、地方財政対策は不要となるという下の方に線が引いたところに、「地方財政対策が不要となる」という話と、場合によれば「必要に応じて」ですから、相当必要な状況で地方税の引き上げというのをイメージしているというのと、これは両方あわせると、まさに工藤委員がおっしゃるように地方財政計画の性格は変わると思います。

地方財政計画は、今の段階ではそれは地方とは関係ないところで国が決めていて、財源措置も地方とは関係ないところで国がやってくれるわけですが、この2つ合わせると、地方が自分で参画をし、地方が自分で負担をする意思を示して、地方財政計画を1年、1年の単位じゃなくて、比較的中期の3年なら3年の中期的な財政フレームとして参画して決めるということになりますので、相当主体的なものになるんですね。ところが、だったらそう書けよというところからいうと押っ取り刀になっていますね。なっているんですが、行間を押し量っていただけませんかという報告書全体はそういうトーンになっているというところを白状いたします。そのご指摘のとおりかと思います。その方が受け入れやすいんじゃないかという感じです。

神野委員長

青山委員、どうぞ。

青山委員

さっき榊原さんの言われたこと、補助金と税源の話というのもとてもよくわかるんですが、確かに現実には同時進行になるとは思うんですね。どのぐらい税源移譲を先に議論することが大変かというのは、我々も知っているわけですよ。分権推進会議のときの大騒動もあり、2003年のときのことを思い出すと全くそのとおりだと思います。

そこで、ところがどういう論理を立てるかというときに、堺屋さんや工藤さんがおっしゃったことを踏まえて私も同感するんですが、この中間報告にまだ不足しているのは、地方が何をやるかということなんですよ。ということは、まさに機軸とすれば、確かに補助金というのは国が決めて地方が従うということで、それをやめるということはもちろんあるんですが、もっと大切なことは、どういう負担をすればどういうサービスが来るのか、これが最も大切な論理なんだろうと。その機能を高めていくことが自治を豊かにし、民主主義を活性化する。そうやって地方はむだだとか言われていることが少しでも減っていく。そうなると、非常に困難な道だと思いますけれども、税源移譲が私は王道なんだと思います。

その後、税の偏在性をどうするのかとか、税目をどうするのかとかということをもっと議論、煮詰めなきゃいけないし、そのずれを最後に地方交付税でどういうふうに調整するのかという問題はその後に出てくると思いますが、基本はどういう負担をしたらどういうサービスが来るのか、こういうサービスをしてほしいから、我が町は増税してもいいんじゃないかという人もいるかもしれないし、そんなことは自分たちでこの町はやるんだから、もっと税率を低くしろということもあっていいと思うので、つまりこれは非常に理屈っぽい話ですけれども、補助金をやめて地方税ということは、だれに説明責任を果たすのかということにかかわりますよね。補助金は会計検査院等がありますから、一義的には中央政府に説明しなきゃだめなわけですよ。それを納税者である地域住民に説明責任を果たすんだということそのものが分権改革の核心だと思うし、この税財政改革の核心だというふうに思うので、私は現実問題としては同時進行になるんだし、非常に困難な道だと思いますが、ここで言う基本は税源移譲にしたらどうなのかなというふうに私は思っています。

榊原委員

おっしゃることは反対じゃないんですけれども、ここで一点、全然触れられていないことは、要するに人口の過疎化が起こっているわけですね。地方の過疎化が起こっていて、これが続く限りは税の偏在というのはどんどん悪くなるわけですよ。この問題に全く触れないで、要するに地方税の問題を最初に持ってくるということは、それは学者がやっているのは理屈の上ではいいですよ。現実問題としては、税の偏在は恐らくどんどん、どんどんこのままだったら深まる可能性があるわけですね。東京の一極集中

というのは、むしろ逆転してないわけですよ。少なくとも逆転してないわけですね。

それから、かなりの地方の過疎化は進んでいるわけでしょう。それに対してどうするかという対策は、一つもこの中に書いてないですよ。ですから、それが無いものだから、要するに先ほど言われたように役人同士の議論になっちゃっているわけですね。ですから、わかりますよ。ただ、現実問題として非常に重要なのは、補助金のところは一般財源化と書いてあるわけですから、補助金を削減すると言っているわけじゃないですよ。一般財源化と書いてあるんですから、当面は偏在があればなかなか地方税に持っていけないですね。どうしたって地方共有税というか、今の交付税にならざるを得ない。しかし、まず国がコントロールしている現実の手段というのをなくすということが非常に重要だと思う。

それから、税の問題にもし入るなら、この人口の偏在をどうするんだと、過疎化をどうするんだと、一極集中をどうするんだという議論を同時にしなきゃいけないです。全くされていないです。一極集中をどうするんだ、過疎化をどうするんだという話。これは財政の話、行政の話じゃないからということでしていないんですけれども、そこをしないで税の話をして、空転しちゃうんですね。

ですから、私が補助金の話を先に持ってこいと言ったのは、これは一般財源化は現実にできる話ですから、まずそれをやったらどうですかと。税の話はもちろんやらなきゃいけないけれども、これは一極集中とか過疎化とかというものを民間を含めてどうやるんですかという話で、民間大企業の本社が東京にこれだけ集中していたら、これは過疎化なんか直らないんですよ。これをどうするんだという話をしないと、税の話をして空回りしちゃうだけですね。ですから、私は補助金の話を最初に持って行ってくださいというふうに申し上げたので、すみません。議論のための議論をするつもりはありませんから、最終的には私は妥協しますけれども、私の意図はそういうことでございます。

堺屋委員

今の中間報告はこれでいいんですよ。だから、次にそこをやるということをはっきりしておかないと、一般の新聞記者でも評論家でも、綿密に読んでくれないんですね。だから、一番大事なところは、権限争議以上のことをこれからやるんだということを明らかにしなきゃいけないと思うんで

すね。

主要な税金を地方税にするとなりますと、次に地方が税を課す対象を創造する権限を与えてやらなきゃいけないんですよ。だから、ネバダ州は博打を認めて、マククリーン上院議員が今や大英雄ですが、キーホーバー委員会（1950年代）のときには全米ではカジノ擁護で悪評だった。けれども、ネバダだけは断固別の発想をしたわけですよ。うちの市は、うちの県は、ということが出来ることも入れないと、過疎化しているところに過疎化の利益でどうやって収入得るかということも考えられる、そういうことまで考えていかないといけない。つまりこの国の形なんですよ。だから、そういうことを本報告ではやりますよとどこかに入れておいてほしいんですよ。それがないと、「また例のやつか」ということになると、全部だれと話しても情報が東京に集中していますから、何でもかんでも大体各省に入っている記者クラブの意見でずっと話が出るわけですよ。

日本では、普通の話が非常に変わった話になる。例えば1980年以降、首都圏の経済と文化がより集中したのは、後にも先にも日本だけだということだけということさえ知られてないんですよ。日本では、技術が進歩し、交通が盛んになったら東京に集中するのは当たり前でしょうなんて話がざっと通っているわけですが、そんなことは世界じゅうどこでも起こってないですね。だから、どこが違うのかという議論がきちんと次の次にはできる。そのためには、地方が単に税金のものを取るだけではなしに、税金をつくる、税の源を例えば工場を誘致するのか、商店を誘致するのか、観光地を誘致するのか、そのためには特別の条例をつくれませうというところをどこまで持っていくかということを経験すると、これを次にやりますということをどこかに入れておいてほしいんですよ。

青山委員

おっしゃるとおりで、次の本報告に向けての議論はとても楽しみだということでもそこにつなげて、でもこのサブタイトルにあるように、「このまちに住んでよかった」というのは、多分、堺屋先生のおっしゃっている、そういう気持ちにつながっていく言葉になっているんじゃないのかなとは私は思います。

それから、もう一つ堺屋さんがさっきおっしゃられたように、今の確かに地方税が偏在がある中で、補助金を削減できない、交付税とか共有税に持っていかなくちゃいけないというパターンになりますよね。ところが、現

実はこれはちょっと細かな話をしますが、そうやって日本の地方交付税って肥大化してきちゃったところがあって、まさにここで今地方交付税の総額をどうコントロールするかというのがもう一個の大きな財政再建の上での命題になっている中では、補助金を削減して税に持っていかずに、一般財源だということに交付税に持っていきやり方というのがまたこれは非常に難しい問題なんじゃないのかなというふうに思います。だから、おっしゃるように偏在のない税制というのをどういうふうにしていけばいいのか、特に人口減少していく地域にどうしていけばいいのかというのをさらに財政学者も委員長を含めてたくさんいるわけだから、是非それを知恵を出してもらって、いいアイデアを出した方がいいなと。

堺屋委員

だから、収入の多い地方は出し手になるということがね。例えば、東京都千代田区は出し手になって、過疎地域に調整金を出すというところを考えるかどうかですよ。

青山委員

しかし、全体が政治的にこの地方共有税というのが連帯の仕組みなんだということにそこまでみんなが政治合意できるかどうかの1点にかかっている気がしますけれども、自分の町さえよければいいと思っていたら、日本全体が壊れるんだということもあるかもしれません。だから、そのところのさっきの水平的な財政調整というのは、ドイツなんかを見ても政治的に極めて私は困難だと思うんですよ。だから、そのことも含め、さらに中身のある議論を先にすると。

堺屋委員

その次にこの協議はすると。

神野委員長

重々そこら辺気をつけていきますが、榊原委員の繰り返しご主張は十分理解した上で、4ページのところから5つの視点と総論を載っているんですが、6ページ目のつまり2番目の方針として、これはほとんど榊原委員と堺屋委員のご発言で構成したつもりでありまして、ご指摘のように今回の提言の中身が税財源に絞られていますので、これで終わらせるものではないということは重々承知した上で、過疎の問題や東京一極集中の問題を意識していないわけではなくて、極めて多く意識した上でこの案は成り立っているということもご理解いただければと思います。

井上委員

分権改革の基本というのは、国の役割を限定する、つまり国と地方の役割分担の問題だと思っておりますけれども、この12ページに地方行財政会議の設置の目的のところ、国と地方の役割分担のあり方というのが出てきますね。それから、24ページですか、提言5、ここにも1番に国と地方の役割分担の明確化というのが出てきますね。この地方行財政会議なるものができるかできないか、よくわからないというふうな説明もありまして、そういう前提で書かれておるのかどうか。

もう一つ資料2の最後の工程表がありますね。工程表を見ますと、国・地方の役割分担の明確化というのは、国と地方の関係の総点検による財政再建、つまり提言5のところに出てきますけれども、その上に法改正というのがありますね。地方分権推進法、このところと国の役割を明確化する、限定するというのは、一体どこでやることになるかと考えてお書きになっているのでしょうかということなんですが。

神野委員長

地方行財政会議、これでももちろん議論しますが、この地方行財政会議はできるものというふうに確信をして書いておりますが、できなかった場合であっても、現在の何回も書いていると思いますが、国と地方の協議の場を引き続き持続させながら、継続しながら、今お話の国と地方の役割分担のあり方、特に国の役割を限定していくことを含めて、第2期改革では重要な課題になってきますので、ここは行財政改革会議という場ができなくてもやっていくという書き方になっております。

井上委員

少なくとも法改正ではできるとお考えで書いておられるのでしょうか、ここの新地方分権推進法。

神野委員長

それを実現していく法も、これも設置するということは前提に……。

井上委員

その中では、そういうことが達成できるという前提。

神野委員長

ですね。

大森委員

全般にわたる部分ですけれども、ストレートにはここの議論と結びつい

ていませんけれども、道州特区を北海道で少し推進して、この推進法が今内閣法制局で条文の検討に入ったと伺ってしまして、結局あれを交渉してみても、あれは内閣府と交渉したんですけれども、知事さんが頑張って走り回ってやったんですけれども、結局省庁は動かない。ほとんど動きません。

結局するところ、法律をつくってもらなきゃ無理だということになった上で、なおかつ今後どういうふうにして協議をしていくかというか、広い意味で調整、国の方々は調整と言っているんですけれども、道の方と協議するとき、総理を本部長とする本部をつくってもらいたいという案になっていて、これが推進法の中に書き込まれているんです。どこかで法律に根拠があって、しかもそれを進めていくときの足場というか、制度をある程度つくり上げないと進まないんですよ。

ですから、私は今回の報告書は世の中の方々はそんなものができるかとおっしゃっているけれども、これができない限り分権改革は進まないんじゃないかと思っていて、どういう形態であれ協議の場をつくっていただいて、それで先ほどご批判がございましたけれども、いろいろな関係者に集まってもらって、何としてでももう一步前進するための枠組みをどうしてもつくるべきだと。これは私どもの提案ですけれども、全国知事会の方もこれをあらゆる手段を講じて実現していただきたい。その中に重要なことで、現在の役割分担も今後も国がいろいろ法律をおつくりになるときも、一応この協議の場にかけていただいて、そのことによって全体としては国の方を姿をスリム化していくんだと、そういうふうにぜひともしたいと思っただけで、これはできないなんていう話ではなくて、必ずやり遂げるといふふうにしてもらいたいなど。前に北川さんもそういう説ですので、私はこれは将来を占うほど重要なことじゃないかと思っただけで、そういう方向でぜひとも取り組んでいただきたいと思っただけです。

小幡委員

補足ですが、先ほど大森委員がおっしゃったのは、多分国会議員を構成員として入れることが法制上できるかというのは、多少まだ不確定であるという意味であって、この会議自身は、できるかできないかという話ではなくて、必ずつくっていききたいという話なのです。ただ、もし万一できない場合に、これができなければ何も進まないというのでは困るから、仮に設置されるまでの間は現在の協議の場でやりますよということはこの12ページが一番最後のところには書いてあると、そういうことだと思っただけです。

それで、先ほど工藤委員のご質問にございましたように、構成員については当面というお話ですが、要するにこの会議はなるべく早くつくりたいということで考えておりました、ある程度具体的なものを今イメージして出していかないと、抽象的書き方では漠然としてしまうので、ここのところはそのような観点からかなり具体的に書き込んであるということでご理解いただければと思います。

神野委員長

ほかによろしいですか。

坪井委員、どうぞ。

坪井委員

この間の会議から幾つか私も指摘させていただいた部分を幾つか反映させていただいているので、基本的にこの案で私は評価しております。

特に地方共有税という交付税の名前を変えようというのは、今の交付税論議の原点になるような発想になっていると思うので、これから我々の論議の中に非常に役立つと思っているのですが、税財政改革に限った提言であるということ踏まえた上でも、私はもう一つ自治体側は何をするのかというのがこの中間報告書で見れば、多分私はこの間も言ったんですけども、25ページの断固たる決意を持って、要するに超過課税も含めてやりますという部分が自治体側がこの税財政改革において身を切るといふか、実際に動くということを行っているんだとすれば、これは客観的公平な目で見れば、要求を掲げているやってほしい、やりましようと言っているのに比べると、いかにも自治体側のやろうとしていることが自助努力というのが少ないというふうに批判されかねないということを懸念します。だからといって、前回私が申し上げていいアイデアも浮かばず、こうせい、あせいということが言えないのが残念なんです、こういうその部分のバランスがちょっと欠けているのではないかというのはもう一度言わざるを得ないと。

もう一つは、法制定に関して言うと、この工程表でもこの法改正という部分がどかんと書いてあるんですが、これまでの95年の推進法にしても、00年の一括法にしても、特に一括法などのように個別具体の国と地方の仕事の役割を明確化しようとする法律をつくるとなると、相当に難しいだろうというのがみんな思うところだと思うんですが、竹中さんの方のビジョン懇談会の方でも、法制定というのはこの間も掲げていらっしゃるわけ

で、これは何かダブっているというか、共通している認識の部分というのが何かあるのであれば、ここに書いてもいいのかなというふうに思います。以上です。

神野委員長

それでは、どうも熱心にご議論いただきましてありがとうございます。

ほぼ大枠では、私の不行き届きもありますが、ご理解いただけたのではないかと思います。ただ、これで終わりではないというか、これでしぼむのではなくて、地方自身がどう変わっていくのかを含めた大きな問題を次にちゃんとやっていくんだというようなことをにじみ出るような表現は考えておきたいというふうに思います。

それから、確かに大きな変更はできませんが、地財計画なども工藤委員の指摘のように変わりますので、表現はちょっと考えますが、その点を考えたり、ローカル・マニフェストをどうするかもちょっと含めて、そのほかちょっと。

表現をわかりやすくしたり、いただいたご意見で修文すべきところをちょっと時間もございませんので、私および小幡委員長代理にご一任していただいた上で、もう一度小委員会だけにはちょっとかけたいと思いますが、あと皆様方のところにはきちっと連絡が行くようにいたしますので、修文をお任せしていただいた上で、中間報告をこれで出すということでご了承いただけますでしょうか。よろしいですか。

堺屋委員

この「おわりに」のところに、これから本報告をどうするというところを書いたらどうでしょうね。

「おわりに」にも。要するに初めの方は極めてあっさりしていて、今までの報告に比べて格段によくなったと思うんですよ。だけれども、これから次に何が出てくるかということは、ここでちょっと記しておいたらいいんじゃないか。そうすると、この会議もうやむやにならなくていいんじゃないかと。

神野委員長

それもちょっと案文を考えますので、ご相談にいけますが、何せ時間がないので、ご一任いただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。私の不行き届きで皆様方に

いろいろご迷惑をおかけいたしましたけれども、今のような形で中間報告を修正させていただいた上で、地方六団体の方に提出させていただきたいというふうに思います。

私の能力が全くないこともあって、皆様方に大変ご迷惑をおかけしました。しかし、ご協力を得て、自画自賛するわけではありませんが、この皆様方の英知を結集できた中間報告にまとめ上げられたのではないかというふうに思います。委員の皆様方のご協力に感謝すると同時に、このゴールデンウィークも返上して働いていただいた事務局の皆さんに厚く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、事務局の方から今後の日程その他。

それよりも先に、本日お見えいただきました麻生全国知事会長から、委員の皆様方にこれまでの審議に対して心から御礼を申し上げたいというようなお話でございますので、麻生会長、よろしくお願いいたします。

麻生全国知事会長

今日で中間報告の最後の検討会になりましたけれども、1月以来、本当に集中的に本委員会、また小委員会を開いていただきまして、本日のように非常に明確な方向を出すというこの報告書をいただくことになりました。各委員の皆様方の貴重なご意見、そしてまたこれを取りまとめていただきました神野委員長を始め、皆さんに本当に感謝を申し上げます。

そして、また7つの提言をいただくわけですが、今度は、我々六団体の方で全力を挙げて実現をすることになるわけでございます。当然、私どもはこの方向に従いまして、本当の国の形を変えるという気持ちで実現に努力をしていきたいというふうに考えております。

私どもの地方の実態から見ますと、いろいろ東京一極集中で人口減少で大変だということなんですけれども、しかし必ずしもそうではないというところもあるわけございまして、一つは明らかに私どもの地方側の政策を考える能力、あるいはその意欲、人材の集積、随分進んでまいりました。加えまして、東京一極集中が進んでいるように見えますけれども、最近例えば工場なんかは随分地方に立地をするようになりまして、しかも相当奥地に立地をするようになったと。なぜかといいますと、結局人口が少なくなる中で、特に労働力ということを考えますと、日本全体かもっと分散しなきゃやっていけないということになってきております。

加えまして、五、六年前までは我々は色めき立ったんですが、情報化になり、インターネットができると、もっと地方でいろいろなことをやり、情報がもっと地方に分散できると思ったんですが、どうもこれまでの傾向は逆でございまして、むしろ東京に情報が集中されまして、そこでいろいろな地方のことがもっと管理できるということであったんですが、だんだんもう少し地方側でこれがやれるということの条件に今度逆転するというようなことも可能になってくるというような時期に移りつつあるという点も考えられます。そういうことでありますから、人口減少、地方は大変だという、それだけではないということをぜひ私どもは考えて、新しい地方の設計をしなきゃいけないんじゃないかと思っているわけでございます。

そういう意味で、今日もたくさんの議論がなされましたけれども、全体としての地方の設計、あるいは国全体の国の形の設計という点につきましては、またぜひ新しい考え方、我々に起こっている変化というものを取り入れながら議論をさせていただきたい。また、深い議論をお願いをしたいと思っている次第でございます。

本当に皆様方ありがとうございました。

神野委員長

どうもありがとうございました。

これからの進め方については、私はあまり明確なビジョンを持っているわけじゃありませんが、今までのお話からこれで終わらせないために、少しフリーに、自由に議論していく時間を持って、堺屋委員がいつもおっしゃっていますように、未来に対するビジョンというのは明確に描いた方がそうなる確率は高まりますので、そうした意味を含めて大きなというか、自由な議論を少し踏まえた上で最後のまとめに入っていきたいというふうに考えております。

追って事務局の方から皆様方のお時間については、ご連絡をさせていただくかと思えます。

本日は長い時間にわたりまして活発なご議論をいただきましてどうもありがとうございました。感謝申し上げます。

それでは、どうもありがとうございました。

- 以 上 -